





者（以下この節において「権利取得者」といふ。）に対する提出物件の引渡しについて準用する。この場合において、これらの規定中「遺失者」とあるのは、「権利取得者」と読み替えるものとする。

#### （警察署長による遺失者の確認の方法等）

**第二十条** 法第十三条第一項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認は、次に掲げる方法その他の適当な方法により行うものとする。

（1）返還を求める者からその氏名等を証するに足りる書面の提示を受けること。

（2）返還を求める者から当該物件の種類及び特徴並びに遺失の日時及び場所を聴取し、当該物件に係る拾得物件控書に記載された内容と照合すること。

法第十三条第一項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する受領書の様式は、別記様式第八号のとおりとする。

3 警察署長は、提出物件を権利取得者に引き渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求める者が当該物件の権利取得者であることを確認し、別記様式第八号の受領書又は拾得物件預り書と引換えに引き渡さなければならぬ。

法第十四条に規定する書面の提示を受けること。

二 引渡しを求める者から当該物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を聴取し、当該物件に係る拾得物件控書に記載された内容と照合すること。

（所持を禁じられた物件を拾得者に引き渡す場合の手続）

二 引渡しを求める者から当該物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を聴取し、当該物件に係る拾得物件控書に記載された内容と照合すること。

（所持を禁じられた物件を拾得者に引き渡す場合の手続）

二 引渡しを求める者から当該物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を聴取し、当該物件に係る拾得物件控書に記載された内容と照合すること。

（所持を禁じられた物件を拾得者に引き渡す場合の手続）

二 引渡しを求める者から当該物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を聴取し、当該物件に係る拾得物件控書に記載された内容と照合すること。

（所持を禁じられた物件を拾得者に引き渡す場合の手續）

二 引渡しを求める者から当該物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を聴取し、当該物件に係る拾得物件控書に記載された内容と照合すること。

（所持を禁じられた物件を拾得者に引き渡す場合の手續）

二 引渡しを求める者から当該物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を聴取し、当該物件に係る拾得物件控書に記載された内容と照合すること。

（所持を禁じられた物件を拾得者に引き渡す場合の手續）

第二十二条 法第十二条（法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。）の規定による照会は、別記様式第九号の拾得物件関係事項照会書を用いる方法その他の適当な方法により行うものとする。

#### （費用の請求）

**第二十三条** 警察署長は、法第二十七条第一項の規定を当該物件の返還を受ける遺失者又は当該物件の引渡しを受ける権利取得者に請求するとときは、別記様式第十号の請求書を交付するものとする。

（国に帰属した物件の取扱い）

**第二十四条** 警察署長は、法第三十七条第一項第一号の規定により物件の所有権が国に帰属したときは、当該物件を速やかにその所持の取締りに関する事務を所掌する国の行政機関（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律百二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。）又はその地方支分部局の長に引き渡さなければならない。

（所有権を取得することができない物件の廃棄の方法）

法第三十五条第一号に掲げる物に該当する物件当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により、当該物件により個人の身分若しくは地位又は個人の一身上に専属する権利を証することができないようにすること。

（第二十五条） 法第三十七条第二項の規定による廃棄は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

（第二十六条） 法第三十五条第二号から第五号までに掲げる物に該当する物件当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により個人の身分若しくは地位又は個人の一身上に専属する権利を証することができないようにすること。

（第二十七条） 法第十六条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による書面の備付けは、法第四条第二項の規定により物件の交付を受けた又は自ら物件の拾得をした日から当該物件の遺失者が判明するまでの間又は当該物件を警察署長に提出するまで（保管物件にあっては、公告の日から三箇月を経過する日まで）の間、行うものとする。

（第二節 特例施設占有者の指定）

（指定） 第二十八条 令第五条第五号（以下単に「指定」という。）は、指定を受けようとする施設占有者の申請に基づき行うものとする。

（第二十九条） 法第三十五条第三号から第五号までに掲げる物に該当する物件当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により個人の身分若しくは地位又は個人の一身上に専属する権利を証することができないようにすること。

（第二十八条の二） 令第五条第五号（以下単に「指定」という。）は、指定を受けようとする施設占有者の申請に基づき行うものとする。

（第二十八条の三） 指定を受けようとする施設占有者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその施設（移動施設）にあつては、その施設占有者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県公安委員会（当該所在地が道の区域（道警察本部の所在地を包括する方面的区域を除く。）にある場合にあつては、方面公安委員会。以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

（第二十九条） 指定を受けようとする施設占有者は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

（第二十九条の二） 指定を受けようとする施設占有者は、第二十八条第三項に掲げる書類の記載事項に変更があつたときは、公安委員会に届け出なければならない。

（第二十九条の三） 公安委員会は、前項の規定により特例施設占有者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるべき者とする。

（第二十九条の四） 公安委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

（第二十九条の五） 公安委員会は、前項の規定により特例施設占有者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるべき者とする。

（第二十九条の六） 公安委員会は、前項の規定により特例施設占有者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるべき者とする。

（第二十九条の七） 公安委員会は、前項の規定により特例施設占有者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるべき者とする。

（第二十九条の八） 公安委員会は、前項の規定により特例施設占有者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるべき者とする。

（第二十九条の九） 公安委員会は、前項の規定により特例施設占有者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるべき者とする。

#### （ハ 物件の交付の日時）

二 施設占有者及び拾得者に関する事項

イ 施設占有者の氏名等及び電話番号その他連絡先

ロ 拾得者の氏名等及び電話番号その他の連絡先

ハ 施設占有者及び拾得者の費用請求権等の有無

二 同意の有無

（施設占有者による掲示等の期間）

ハ 施設占有者及び拾得者の費用請求権等の有無

（ハ 物件の保管を行うための施設及び人的体験）

イ 法人の登記事項証明書

ハ 定款又はこれに代わる書面

（ハ 物件の保管を行った施設及び人的体験）

イ 法人の登記事項証明書

ハ 誓約する書面

（二） 条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）

ロ 令第五条第五号（一）から（三）までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（二） 制の概要を記載した書面

（二） 申請者が法人である場合

（二） 誓約する書面

（二） 法人の登記事項証明書

（二） 前号ハに掲げる書面

（二） 兵庫県公安委員会は、指定を受けた施設占有者（以下「指定特例施設占有者」という。）に係る第二項第一号及び第二号に掲げる事項を公示するものとする。

（二） 兵庫県公安委員会は、指定を受けた施設占有者（以下「指定特例施設占有者」という。）に係る第二項第一号及び第二号に掲げる事項を公示するものとする。

（二） 兵庫県公安委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。



七 法第二十一一条第一項の規定による処分をした場合	イ 処分の日
八 法第三十七条第一項第二号の規定により保管物件の所有権が自らに帰属した場合	所有権が帰属した日
九 法第三十七条第三項の規定により保管物件を廃棄した場合	イ 廃棄の日 ロ 廃棄の方法
第三章 雜則	(施設占有者に対する指導及び助言)

第四十条 警察署長は、施設占有者に、遺失者及び拾得者の権利の保護と利便の向上を図るための措置が確実に行われるよう、必要な指導及び助言を行うものとする。	(電磁的記録媒体による手続)
第四十一条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう)及び別記様式第十二号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。	(施行期日) 一 提出書 第二十六条 二 申請書 第二十八条第二項 三 物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要を記載した書面 第二十八条第三項 四 定款又はこれに代わる書面 第二十八条第三項 五 保管物件届出書 第三十一条第一項 六 物件売却届出書 第三十二条 七 物件処分届出書 第三十三条第一項 附 則 抄
1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。(経過措置)	(施行期日) 一 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。2 この規則による改正前の遺失物法施行規則による改正後の遺失物法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。
附 則 (令和二九年二月一四日国家公安委員会規則第一号)	附 則 (平成二九年二月一四日国家公安委員会規則第一号)

二 この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、狹銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する法律の規定により警察署長に差し出されている物件及び前項の規定による廃止前の遺失物取扱規則(以下「旧規則」という)。	(施行期日) 一 この規則は、令和元年七月一日から施行する。(経過措置) 二 この規則は、令和元年六月二一日国家公安委員会規則第三号) 三 この規則は、令和元年六月二一日から施行する。(経過措置)
三 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。	(施行期日) 一 この規則による改正前の様式(この規則による改正前の遺失物法施行規則別記様式第三号及び第四号を除く。次項において「旧様式」という)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。	(施行期日) 一 この規則による改正前の様式(この規則による改正前の遺失物法施行規則別記様式第三号及び第四号を除く。次項において「旧様式」という)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。	(施行期日) 一 この規則による改正前の様式(この規則による改正前の遺失物法施行規則別記様式第三号及び第四号を除く。次項において「旧様式」という)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

別記様式第1号

用語の大きさは、日本産業規格 A列 4 雜とすること

別記様式第2号（第2条関係）

参考用紙面、審査面に提出することにより実験書に記入することになりますから、大切に保管してください。

別記様式第3号（第5条関係）

別紙式(様式)第6号(通報)	
電 気 屋 工 営 会 社	
電気屋営業部(支店)営業課	
監修課題日 年 月 日 午前、後 時 分	
監修者名 佐藤文也(略称) 所属:中央支店	
監修者年齢 45歳 性別:男 職種:営業課課長	
監修者電話番号 03-XXXX-XXXX	
監修者時刻 年 月 日 午前、後 時 分 09:00~11:00	
監修場所 本社ビル	
監修内容 通算料金の確認	
監修結果	
備考	

上記物件を監視したので提出します。  
申告者: 佐藤文也  
監修者: 佐藤文也

氏名: 佐藤文也

備考: 1. 本件は、監修してあります。

備考 1 曲の横には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とすること。

別記様式第4号（第9条関係）

引取連絡用(手書き用紙面)	
留得件名 告白	
下記の物件の運送者は、速やかに裏面を裏面をしてください。	
年 月 日	
警 保 兼	
記	
<p>1. 物件の種類及び特徴</p>    <p>2. 配達の日時</p>    <p>3. 配達の場所</p>    	

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4面とする。

## 別記様式第5号（第9条関係）

別記様式第5号(第9条関係)	
保 密 書	
下記の物件の所有者は、速やかに保管している施設の所有者に連絡をしてください。	
年 月 日	
記	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 物件の種類及び特徴</li> <li>2. 取得の日時</li> <li>3. 取得の場所</li> <li>4. 保管している施設の所有者(氏名又は名称)</li> <li>5. 保管場所及びその電話番号その他連絡先</li> </ol>	
備考 用紙の大きさは、日本通常規格A4をとること。	

## 別記様式第6号（第13条関係）

別記様式第6号(第13条関係)	
密 保 書	
年 月 日	
施設番号 年 月 日	
施設名	
所有者名	
所有者名又は名称	
当社・氏名	
<input type="checkbox"/> 本施設内に保管して、又は置かれておられるもの(会員の名簿・印鑑等)	
<input type="checkbox"/> 本施設内の保管に送入する旨を希望するもの(会員の名簿・印鑑等)	
<input type="checkbox"/> 本施設から送り合ふて定めた物に該当する物(会員の名簿・印鑑等)	
(会員の名前)	
施設番号 年 月 日	
施設の名前	
施設の位置	
所有者名又は名称	
当社・氏名	
<input type="checkbox"/> 本施設は所在地	
<input type="checkbox"/> 本施設は本拠	
本拠代用者名又は名称	
本拠・氏名	
備考	
年 月 日	

別記様式第7号(第16条関係)	
密 保 書	
年 月 日	
施設番号 年 月 日	
施設名	
所有者名	
所有者名又は名称	
当社・氏名	
<input type="checkbox"/> 本施設内に保管して、又は置かれておられるもの(会員の名簿・印鑑等)	
<input type="checkbox"/> 本施設内の保管に送入する旨を希望するもの(会員の名簿・印鑑等)	
<input type="checkbox"/> 本施設から送り合ふて定めた物に該当する物(会員の名簿・印鑑等)	
(会員の名前)	
施設番号 年 月 日	
施設の名前	
施設の位置	
所有者名又は名称	
当社・氏名	
<input type="checkbox"/> 本施設は所在地	
<input type="checkbox"/> 本施設は本拠	
本拠代用者名又は名称	
本拠・氏名	
備考	
年 月 日	

## 別記様式第7号（第16条関係）

別記様式第8号(第20条関係)	
密 保 書	
年 月 日	
施設番号 年 月 日	
施設名	
所有者名	
所有者名又は名称	
当社・氏名	
(会員の名前)	
施設番号 年 月 日	
施設の名前	
施設の位置	
所有者名又は名称	
当社・氏名	
<input type="checkbox"/> 本施設は所在地	
<input type="checkbox"/> 本施設は本拠	
本拠代用者名又は名称	
本拠・氏名	
備考	
年 月 日	

## 別記様式第8号（第20条関係）

別記様式第9号（第22条関係）

引取依頼式領收書(荷物を返却)	
持 物 件 開 保 事 告 会 書	
年 月 日	
被	
警 察 局	
投げられた物件の返却への返却のため必要があることから、下記事項につき安全確認のため、遺失物係員はおよそ午後1時頃に来ます。	
記	
開 会 事 項	
□公私兼用の所有地) 下 □(有り) (無し) (印) (印)	
(電話)	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4(4番)とすること。

別記様式第10号（第23条関係）

付記様式第10号(第22条基準)	
圖 次 書	
年 月 日	
規	
監 督 品 貨	
下記のとおり物の検査に要した費用を請求します。	
費 用 別 告	金 額
	(円)
	(円)
	(円)
總 計	
(捺印 記名) _____	

下記のとおり物件の保管に要した費用を領収しました。  
金          円

別記様式第11号（第31条、第32条、第33

備考

- 1) 宮の前には、記載しないこと。
- 2) 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3) □印のある欄については該当の□内に印を付すこと。
- 4) 「免効」、「専理免効」欄、「免効」、「専理方法」欄、「保管届出日」欄及び「免効区分定義」欄は、物件の売買又は販売の登出をする場合に記載すること。
- 5) 所定の欄に記載しないときは、別紙「記載の上、これを添付すること。」
- 6) 用紙の大きさは、日本規格A4用紙であること。

別記様式第12号(第41条関係)	
第40条 第41条第2項 第41条第3項 第41条第4項 第41条第5項 の規定により提出すべき書類に記載することとさ れ得る事項	
送失物法施行規則 第41条第4項 の規定により提出すべき書類に記載することとさ れ得る事項	
提出する場合は、 年 月 日	
氏名又は名称	
住所又は所在地	
1 電磁的記録媒体に記載された事項	
2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類	

備考 1 「送失物法施行規則に記載したこととし、(以下「本項」といふ。)電磁的記録媒体に記載され  
た事項を記載するときに、以降の要件の記録義務を負担するときは、被認  
の記録媒体ごとに整然書き分け、そのままで記録されている事項を記載す  
ることとする。」

2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」(以下「本項」といふ。)は、本項に記載されている  
電磁的記録媒体に記載されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出  
するものとし、本項に記載された事項を記載すること。

3 不実の文書上、虚偽であることを。

4 詐り事項(ひじき)の場合は、説明すること。

5 用紙の大きさは、日本標準規格A4用紙とすること。